

制限する産業廃棄物処理施設の一覧表

番号	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令		
	第7条	処理施設名	規模、処理能力 (いずれかに該当するもの)
対象外	第1号	汚泥の脱水施設	処理能力: 10m ³ /日超
対象外	第2号	汚泥の乾燥施設	処理能力: 10m ³ /日超
		汚泥の天日乾燥施設	処理能力: 100m ³ /日超
①	第3号	汚泥の焼却施設(PCB汚染物、PCB処理物を除く)	処理能力: 5m ³ /日超
			処理能力: 200kg/h以上
			火格子面積: 2m ² 以上
②	第4号	廃油の油水分離施設	処理能力: 10m ³ /日超
③	第5号	廃油の焼却施設(廃PCB等を除く)	処理能力: 1m ³ /日超
			処理能力: 200kg/h以上
			火格子面積: 2m ² 以上
対象外	第6号	廃酸・廃アルカリの中和施設	処理能力: 50m ³ /日超
対象外	第7号	廃プラスチック類の破碎施設	処理能力: 5t/日超
④	第8号	廃プラスチック類の焼却施設(PCB汚染物、PCB処理物を除く)	処理能力: 100kg/日超
			火格子面積: 2m ² 以上
対象外	第8号の2	木くず又はがれき類の破碎施設	処理能力: 5t/日超
⑤	第9号	金属等又はダイオキシン類を含む汚泥のコンクリート固型化施設	処理能力等の限定なし
⑥	第10号	水銀又はその化合物を含む汚泥のばい焼施設	処理能力等の限定なし
⑦	第11号	汚泥、廃酸又は廃アルカリに含まれるシアン化合物の分解施設	処理能力等の限定なし
⑧	第11号の2	廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の熔融施設	処理能力等の限定なし
⑨	第12号	廃PCB等、PCB汚染物又はPCB処理物の焼却施設	処理能力等の限定なし
⑩	第12号の2	廃PCB等(PCB汚染物に塗布され、染み込み、付着し、又は封入されたPCBを含む)又はPCB処理物の分解施設	処理能力等の限定なし
⑪	第13号	PCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設又は分離施設	処理能力等の限定なし
⑫	第13号の2	産業廃棄物の焼却施設(上記①、③、④、⑨を除く)	処理能力: 200kg/h以上
			火格子面積: 2m ² 以上

備考: 網掛けの施設は制限対象外